

○東根山の日条例

令和5年 月 日条例第 号

東根山の日条例

(目的)

第1条 町民が誇るべき町の財産であり、豊かな恵みをもたらしている東根山について、理解と関心を深め、東根山を愛する多くの人々とともに内外にその価値を広め、後世に引き継ぐことを期する日として、東根山の日を設ける。

(東根山の日)

第2条 東根山の日は、9月28日とする。

(町の責務)

第3条 町は、東根山の日趣旨にのっとり、東根山を後世に引き継ぐための町民運動の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年 月 日から施行する。